

納税者の権利と税務調査と
徴収対策

全国商工団体連合会は、自主申告サポーター学校（オンライン）2回目を10月8日に開催し、八幡西民商から役員・事務局が7人参加しました。今回は、全国430カ所とオンラインで繋がりました。

立命館大学法学部の望月爾教授が、納税者の権利保護と憲章制定の意義について講演しました。私たちは、納税者の権利保護の意義、納税者権利憲章の制定の重要性、税務調査における納税者の権利、徴収手続きにお



自主申告サポーター学校に参加した役員ら

ける納税者の権利、納税者の権利として納税緩和制度、台湾の納税者権利保護法などについて、自主計算パンフも活用しながら学びました。納税者の権利憲章の制定の動きは、東欧の旧社会主義国や中南米、アフリカ諸国にも広がっています。OECD加盟国の中で、日本は納税者権利憲章が制定されていない少数の国の一つとされています。立憲民主党が附帯決議に盛り込むことが出来ましたが、納税者権利利益を明確化し、保護する納税者権利憲章の制定を実現すべきと考えられます。

自分でつかみ、事業を発展させる力となります。②権利を主張し、税務調査や強引な税金徴収をはね返す力となります。③融資や社会保険料の減免など、要求を実現する力となります。自らの経営と生活を守る基本は、日常的な「自主記帳・自主計算」です。次回は10月22日（水）19時から、「消費税・インボイス対策の留意点と2025年の主な変更点」を税理士の関本俊子さんが講師を務めます。皆さん、参加して学習を力にしましょう。

お知らせ

《記帳相談会》

10月20日（月）13:30～

21日（火）13:30～

《無料法律相談》

11月12日（水）18:30～

※事前に連絡ください。

民商事務所 ☎ 641-2417

沖繩県連の知念さんは、税務調査の動向と対応・対策について話しました。たまたかわないといひどい税務調査は改善されず、会外からの税務調査のほとんどが「不当事例」。要求を持っていく業者は自らたかう力を持っているので、要求あるものが運動の先頭に立てるようにすることが大事であり、民商で徹底的にたたかえば、2回目税務調査はこない。組織的にたたかうなど、税務調査の対応・対策を学びました。

今週の花
陣原支部の松本山地に咲くパッションフルーツ（トケイソウ）。花言葉は、「信仰」「聖なる愛」「宗教的な熱情」。トケイソウの独特な花の形と宗教的象徴が関係しており、雄しべをキリストの十字架、雌しべを後光、各5枚ずつある花びらと萼（ガク）を合わせて10人の使徒と見立てられるからだそうです。トケイソウの花は、独特な花の雄しべが時計の秒針のようにも見えるのが大きな特徴です。トケイソウという名前は、花姿が時計に似ていることから名付けられました。



10月	行事・会議など日程	支部・専門部など
20 月	記帳相談会 13:30～	
21 火	↓	
22 水	自主申告サポーター学校 19:00～	
23 木	会員訪問 18:00～	
24 金		財政新聞部/共済理事会 19:00～
25 土		陣原支部バーベキュー交流会
26 日		北九州母親大会 小倉ムーブ
27 月	税務署交渉 14:00～/拡大推進委員会 19:00～	
28 火	3.13消費税引下げ宣伝 17:30～八幡駅前	
29 水		月末集金
30 木		
31 金	法人集団申告 11:00～	
11月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1 土		
2 日		
3 月	文化の日	
4 火	常任理事会 19:00～	
5 水		
6 木		陣原支部役員会 18:00～
7 金	自主申告サポーター学校 19:00	
8 土		
9 日	県婦協第51回定期総会 春日タローパープラザ	
10 月		婦人部役員会 13:30～
11 火	上津役&香月支部役員会 10:30/折尾支部役員会 19:00	
12 水	無料法律相談 18:30～	
13 木		
14 金		15日集金
15 土		
16 日		

「みんなが先生、みんなが生徒」

税制改正学習会

福岡県商工団体連合会は、9月24日に春日クロアプラザで笹田税理士による税制改正学習会を開催し、県内民商から44人が参加。八幡西民商からは事務局3人が参加しました。



税制改正学習会 会場

内容は、令和7年度税制改正による所得税の基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正、令和7年分の年末調整、令和8年分以降の給与の源泉徴収事務における留意事項等についてと、中小企業者等における賃上げ促進税制について学

習しました。

改正のあらましとして、所得税の基礎控除の引上げでは、物価動向を勘案し最高48万円から10万円引き上げ、最高58万円になり、低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せされます。給与所得控除の最低保証額の引上げでは、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応し、最低保証額を55万円から10万円引上げられ、65万円になります。大学生年代の子の親への特別控除の創設では、人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応し、大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設がされ、子の給与収入が、150万円以下→63万円となり、子の給与収入が、150万円超→控除額が段階的に減額されます。

基礎控除額の引上げに伴う扶養親族等の所得要件は改正され、基礎控除58万円+給与所得控除65万円=123万円になりま

したが、扶養控除額・配偶者控除の控除額は変更がありません。

令和7年の年末調整留意点としては、これらの改正は、原則として令和7年12月1日から施行され、令和7年11月までの源泉徴収事務には変更が生じません。あくまでも令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以降の源泉徴収事務に変更が生じます。年末調整では、従業員へ、改正により新たに扶養控除の対象となった親族等がないかの確認が必要です。いる場合には、再度「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。申告書を提出する日の現状による見積金額、年齢は12月31日の現状で確認します。

令和8年分以降の給与の源泉徴収事務の留意点は、令和8年分給与所得者の扶養控除等申告書記載事項変更と、源泉徴収税額表が変わります。

その他として、令和5年度税制改正大綱では、令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得について、給与等の支払者が市区町村に給与支払い報告書を提出した場合には、その給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととする等の見直しがされ

ています。4年間で市区町村と税務署の連携システムが構築され、すべての給与情報は共有され全ての退職金情報を税務署が把握できます。将来的には、マイナンバーを利用して年末調整はなくなり、スマートフォンで個人が確定申告をする時代がやってくると笹田税理士はいいま

す。中小企業者等における賃上げ促進税制では、中小企業者等が、その事業年度において雇用者給与等支給額を昨年と比較して、1.5%以上増加していれば、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額の税額の特別控除ができるとされています。教育訓練費等の増額など上乗せ要件を満たせば、特別控除額が最大45%相当額となります。法人だけでなく、青色申告の個人事業主も対象です。法人の場合は別表、個人青色の場合は付表や明細書の添付が必要です。

毎回の改正される税制、中小零細企業には、事務負担が増える一方です。民商で集まって、会員同士で一緒に学習していきましょう。「みんなが先生、みんなが生徒」です。

事務局員 正岡

平和が一番！！ 2025年 第62回 北九州母親大会

【全体会 記念講演】

あたたかいつながりをもって

生きていくために

太田 伊早子さん

《プロフィール》

神奈川県弁護士会所属、横浜法律事務所在籍。新婦人中央委員。各地の憲法講座の講師、オンライン次世代ミニ交流などにゲスト出演



日時：2025年10月26日（日）

受付12:30 開会13:00

会場：北九州市立男女共同参画センター
ムーブ 2Fホール

（北九州市小倉北区大手町11-4）

※保育所あり

参加費：700円（婦人部で負担）

連絡先：民商事務所

（担当正岡641-2417）

※多くの参加をお待ちしております

1954年3月1日、太平洋のビキニ環礁でアメリカの水爆実験が行われ、周辺で漁をしていた第5福竜丸他すべての船上の人たちに死の灰が降り注ぎました。広島、長崎に次ぐ3度目の被爆に日本の母親・女性たちが立ち上がり、世界に「核戦争から子どもを守ろう」と呼び掛けました。ここから日本母親大会が始まり、生命（いのち）のローガンにふさわしいゆるやかさと粘り強さ、人権・平等・平和を謳った憲法のもと、今年で70年を迎えます。北九州市では五市合併した1963年第1回北九州母親大会を開催、今年で62回目を迎えます。

共済会&婦人部バスハイク 参加の皆様へ

○バスハイクの工程の中で、柳川酒造元見学を行う予定でしたが、先方の都合上、見学が出来なくなりました。代わりにワイナリーへの見学と変更になりましたので、お知らせいたします。楽しみにされていた皆様、申し訳ございません。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

＜変更点＞

・柳川酒造元見学



・立花ワイナリー見学

